

中世宇佐宮の宿直体制について

乙 咩 政 巳

はじめに

一 宿直体制の変質

二 宿直の種類と料所

三 上宮三奉行支配体制と宮番料所

おわりに

はじめに

神社は神靈の鎮座する神域であり、それ故に穢れの觀念により、人の自由な出入りを禁じ、或いは窃盜・放火・天変地異等から、御神体・御神宝および社殿を警護するために、何らかの宿直体制がしかれていたはずである。

ところで、古代の宇佐宮は大宰府の安楽寺とともに、九州の二大莊園領主であった。しかし、そのような宇佐宮も元暦元年（一一八四）の緒方惟栄等による乱入破却事件以後、武家勢力によって圧倒されるようになる。

このことによって、宿直体制自体にも、大きな変化が看取されるのではあるまいか。つまり、宇佐宮と武家勢力（幕府・守護）との関連から、考察する必要がある。特に、大内氏と大友氏との場合では、宇佐宮関与のあり方が異質であるだけに、

相違点が確認されよう。

つぎに、宇佐宮の建物群は上宮と下宮に二大別されるが、宿直体制もそれぞれ同一であったのか、もしくは個別・独立的に営まれていたであろうか。また、宇佐宮の本宮である御許山をはじめ、八箇社・薦社・浮殿等において、果して宿直はなされてきたのであろうか。それらについても考察したい。

なお、宿直をするということは、その詰所である番所が必要であり、その建物の変化についても見ることにする。最後に、近世の宿直体制について、若干ふれておきたい。このことによって、古代から近世にかけての宿直体制について、大まかな概略を把握することができよう。

一 宿直体制の変質

古代における宇佐宮の宿直について、寛平元年（八八九）十二月廿六日の宇佐八幡宮四十九箇條行事定文⁽¹⁾によると、

一 應着鑣子御諸門臨時開門事

右、匙取政所、宮司行之、但奉警事者、唯有開南中門及西脇其門非有^(事カ)大市不可開諸門、

一 應東西垣外立少屋令宿直事

右、宿直人須夜中三四度廻諸垣外、不可合^(令カ)凡人入宿内院、

とある。前箇條から、特別な理由のない限り、一之御殿（八幡大神）・二之御殿（比売大神）・三之御殿（神功皇后）を囲む南中門・西脇門等の諸門を開かないこと、つまりその範囲内は一種の禁足地であった。後箇條によれば、三殿を圍繞する垣外の東西二箇所に、宿直小屋（番所）が確認され、また宿直人は夜中に三四度垣外を回り、彼等とて決して垣内に立ち入ることはできなかつたのである。

この頃、一体だれが宿直を勤仕していたのであろうか。ところで、宇佐八幡宮四十九箇條行事定文に、宮司・神主・祢宜・

祝といった祠官層、或いは御杖人・書生・鑑取等の神人層が見られ、また宮政所も検出されることから、政所総檢校といった庁内層の存在も十分考えられる。即ち、九世紀後半にかけて、すでに宇佐宮の神職制度は確立し、祠官・庁内・神人の三階層は形成されていたと思われる。

宿直を勤仕したのは、おそらく神人であろう。なぜならば、夜番の垣外からの見回りであり、かなり苛酷な肉体的労働であることから推定される。勿論、神人であっても、御杖人のように内外院を清掃するために、社殿に出入りすることができたがこれは例外的な措置であつた。

下宮の宿直体制についても、上宮と同様であつたと考えられるが、史料がなく不明である。

つぎに、鎌倉時代になると、どのように変化したであろうか。(A)・(B)の二史料を掲げることとする。

(A) 下 大家郷

可早使者相共沙汰進	六月上中旬宮中宿直番闕夜別拾伍足事		
安則二日二箇夜	十日	菊犬一日一夜	四日
吉糸永一日一夜	十五日	恒重一日一夜	十一日
是文一日一夜	十五日	元門二日二ケ夜	十六・七日
武安二日二ケ夜	廿二日	成貞二日二ケ夜	十六・七日
京印二日二ケ夜	廿四日	安久一日一夜	十二日
本市丸一日一夜	十五日	稲重二日二ケ夜	十五・六日
千松一日一夜	十五日	光延一日一夜	十九日
光永二日二ケ夜	廿四日	弘岡一日一夜	十五日
長副得光三日三ケ夜	廿八日	息久一日一夜	十八日
	卅五日		十五日
		吉恒二日二ケ夜	八日・九日
		小犬丸一日一夜	十四日
		今吉一日一夜	十三日
		末宗一日一夜	十八日
		重吉一日一夜	十三日
		末門一日一夜	十七日
		四郎丸一日一夜	廿日
		武久一日一夜	十六日
		今糸永一日一夜	十三日
			十五日

利行 一日一夜 十五日 十五疋
福成 一日一夜 十七日 十五疋
吉杖 一日一夜 十四日 十五疋
久恒 二日二ヶ夜 廿五、六日 卅疋
得元 一日一夜 十五日 十五疋

右宿直者、近来強竊之輩依令ニ充滿、以ニ神領土民百姓等ニ可守ニ護宮中之由、依ニ関東御下知、所令ニ支配ニ也、随レ其勤ニ一年一度役ニ也、仍可レ致ニ百姓懈怠ニ哉、早可レ沙汰進夜別十五疋過料ニ之状、所仰如レ件、

承久二年七月 日

大宮司佐宿禰(公仲)(花押)

(B) ○首 關

吉武京同光永合一日一夜 四日 十五疋 万寸丸

深水庄

前郷司

得弘 二日二ヶ夜 四日五日卅疋

賀久女房

秋吉 一日一夜 七日十五疋

秣四郎大夫

長寸丸 一日一夜 十日十五疋

右宿直者、近来強竊之輩、依令 河部九郎大夫 神領土民百姓等、可守ニ護 宮中 恒文 一日一夜 六 関東御下知、所令ニ支配ニ也、随其 御馬所 進ニ夜別十五疋過料ニ之状如 未正 一日一夜 一

度○也、何可レ致ニ百姓懈怠ニ哉、早 件 進ニ夜別十五疋過料ニ之状如 一

承久二年七月一日

大宮司佐宿禰 在御判

両史料によれば、近来強竊の輩が横行しているため、関東の御下知により神領内の土民百姓等による、宮中の宿直体制へと改変されていることが判明する。一年一度の役であり、もし懈怠すれば、夜別十五疋の過料が規定されていたのである。しかし、神領民の抵抗は、顕著である。

ここで、強竊の輩の代表として、緒方三郎惟栄を挙げることができる。惟栄は治承四年(一一八〇)に、緒方庄の上分米以下の濟物を納入せず、大宮司宇佐公通はその理由を究明するために弁官田部妙盛を派遣したが、かえって惟栄の反感をかったようである。⁽⁴⁾このことが宇佐宮へ乱入し、破却する要因であった。

しかし、宇佐宮には平氏という後盾がある以上、そう簡単に社敵の立場をとることはできなかったはずである。やはり、後白河上皇方の豊後国主藤原頼輔が子の頼経を通じ、惟栄に源氏方につくよう推め、平家一辺倒の宇佐宮に対する共通の立場から、両者が連携する密約が成立していたのであろう。⁽⁵⁾

惟栄等の宇佐宮乱入破却の状況について、次のように記載されている。⁽⁶⁾

元暦元年七月一日、種遠同聲公綱率大勢、令籠彼城之處、同六日之晚惟栄・惟隆・惟憲已下之軍兵、押寄狐坂令追落種遠等一畢、同日未刻惟隆・惟栄等、從彼城向于宇佐、其勢如雲霞、權擬大宮司實輔・少宮司政直并御杖人己下之神人等、捧御輿向于松隈之辻、雖防之、敢不憚亂入宮中寺院、或犯用御服神寶、或損失佛像經卷、惡行至極之間、於于内院忽死人三人出来畢、凡留三ケ日之間、燒佛堂社人宅一畢、其時社家公驗神官所帶之文書等、大畧搜執畢、此間公通已下神官逃籠横山之山一畢(以下略)

惟栄等に対抗する宇佐宮側の兵力は、板井種遠と聲の公綱であった。公綱は「公」の通字から、宇佐氏の出自であることがわかるが、元暦文治記では公通の子息とある。宮成系図⁽⁷⁾によれば、大宮司公通の弟とある。つまり、種遠は宇佐氏と姻戚関係を結んでいたため、宇佐宮方の主力として参戦したのである。しかし、元暦元年(一一八四)七月六日の交戦で、防禦できずに敗北している。

一方、権擬大宮司實輔・少宮司政直と御杖人以下の神人等は、宗教的權威にふさわしく神輿御動座による自威行動に出たのであるが、もはや武力を鎮圧することはできなかった。宮中寺院は乱入され、御神服・御神寶等の犯用、仏像・經典の損失、社家の公驗と神官所帶の文書等は奪取され、まさに地獄絵を現出したのである。

この時、「於千内院」忽死人三人出来畢」と見えるが、おそらく上宮に宿直していた神人が乱入を阻止しようとして殺害されたのであろう。上宮の内院は御神体の安置されているところであり、ここに乱入した上に人を殺害し、汚穢せしめたということは、前代未聞の重大事件であった。幕府介入による宿直制度の改変は、この事件を念頭に置いていたからであろう。幕府は神社勢力を無視するようなことはせず、むしろ好意的な政策をなすのである。幕府による宇佐宮造宮は、その典型的な現われである。とにかく、宇佐宮乱入事件以後、宇佐宮周辺の治安は大きく乱れ、従前の神人による宿直体制から、神領内の土民百姓等による宮中の宿直体制へと変化したのである。宮中という語句から、上宮・下宮を含む宇佐宮全体の警護を意味するものと解すべきであらう。

ところで、(A)史料の大家郷（現中津市内に所在）は鎌倉初期に編纂されたといわれる「八幡宇佐宮御神領大鏡」（以下「宇佐大鏡」と略称）によると、宇佐宮の比咩神分として給与された封戸六百四十戸が荘園化した、いわゆる「十郷三庄」の内の一郷である。田数は百六十四丁で、佃六丁（イ五丁）、用作八丁二段（イ六丁八反）であった。

(B)史料は首闕文書ではあるが、(A)と同一内容であることから、宇佐大宮司宇佐公仲下文案とすべき文書である。深水庄は下毛郡野仲郷の中に包含されており、この文書は野仲郷に宛てられたものであることが推定される。深水庄（現下毛郡三光村に所在）は「宇佐大鏡」によれば、権大宮司宗海と前播摩椽如海の所領で、宇佐宮御宝前灯油料として寄進されたものであることが、長徳二年（九九六）十一月二日の勘文ならびに立券公驗等に明らかであると見える。当庄は野仲郷内であったため、「十郷三庄」の内の一つとして把握されていたのである。田数は廿五丁七反で、佃は一丁六反であった。なお、御薦社相統系図によると、宗海は野仲郷に所在する薦社の社司も勤めていたようである。このことよって、宗海は深水庄開発の足掛りを得たのであろう。

(A)史料は承久二年（一二二〇）七月日とあるが、(B)史料は同年七月一日付である。どうも両史料とも、六月中の宮中宿番闕の過料を請求しているように思える。もしその推定が許されるとすれば、両郷において宿直勤仕の日が重複する名のあること

に気付くであろう。たとえば、大家郷の菊犬名と野仲郷の吉武京同光永名・得弘名は、六月四日に勤仕すべきことが決められていたのである。つまり、神領内の各郷を組み合わせて、宿直体制を設定していたのであろう。

つぎに注目すべきことは、両史料から一日一夜の宿直が大勢を占めるが、中には二日二箇夜・三日三箇夜も見受けられる。このことは名の規模によって、宿直日数が決定されていたことを意味するのではあるまいか。たとえば、深水庄内の得弘名は二日二箇夜であり、名主は前郷司であった。その過去の職務から、この名の規模が大きくても何ら不思議なことではない。しかも、名の規模は一日一夜を基準とする、いわゆる均等に面積を割り当てられた、均等名に編成されていたように思える。従って、各名からの宿直人数も、均等に徴発されていたことであろう。しかし、一日一夜の基準面積に達しない名は、(B)史料の「吉武京同光永名合一日一夜 十五疋」とあるように、吉武名・京同名・光永名といった小規模な名を合わせて、人為的に基準面積に合致させたことを裏付けているのではなからうか。

「十郷三庄」はもともと人身的身分的支配から出発して莊園化したのであるから、名を人為的に均等に編成することも可能ならずである。

中世の上宮の番所について、延慶二年(一二三〇九)の宇佐宮回祿注進状案によれば、「依₍₁₀₎今月廿一日火災、令₍₁₁₎回祿社頭・寺院・神寶・佛像・舎屋・坊舎・在家等」とあり、その宮中分に、「西北衛士屋二字」と見える。衛士屋が警護のための番所であり、寛平元年(八八九)当時と比較すれば、建物の配置に相違が認められる。

〔注〕(1) 『大日本古文书』家わけ四、石清水文書第五卷

(2) 宇佐大宮司宇佐公仲下文(到津文書三八号)『大分縣史料』(1)。

(3) 宇佐宮宿直懈怠過料支配状案(永弘文書一〇号)『大分縣史料』(3)。

(4) 中山重記校訂「元暦文治記」(『大分縣地方史』88)。

(5) 渡辺澄夫「鼻豊後」(『源平の雄緒方三郎惟栄』)。

- (6) (4)に同じ。
 (7) 「宮成系圖」(『大分縣史料』24)。
 (8) 到津文書四六八号(『大分縣史料』24)。
 (9) 今仁恕子文書二二号(『大分縣史料』2)。
 (10) 宮内庁書陵部八幡宮関係文書263号(『大分縣史料』30)。

二 宿直の種類と料所

前章では上宮の宿直体制が主体であったが、ここでは下宮をはじめとする、宇佐宮と密接な境外社等について考察する。
 (一) 下宮

古来より御炊殿とも号し、御供を調理する神聖な場所である。社前には御物川が流れ、この清水によって、神饌を洗い清めていたのである。

また、永弘文書を一瞥してもわかるように、人や犬などの生き物が怪我をしたり死んだり、下宮のものを犯用したり、或いは御物川を汚穢した場合等には、必ず當事者側が費用を負担し、清祓を実施しなければならなかった。

以上のように、下宮は神聖域であり、古代においても上宮と同様に、宿直体制が敷かれていたはずである。鎌倉初期には、神領内の土民百姓等による宮中宿直体制に、編入されていたであろう。

ところで、年末詳ではあるが永正年間(一五〇四—一五二〇)頃と推定される、永弘重幸下宮條々事書状案を次に掲げる。

就_ニ當社御竈殿_ニ往來者死去之儀、社家被_レ致_ニ注進_一候処、重幸無沙汰之通、被_ニ仰下_一候間、以_ニ面上_一條々令_レ申候、委_ニ預_一御注進_一畏入存候、

就_ニ當社下宮之儀_一條々

一於^二下宮^一從^三前^二御番衆并^一御座候事、無^三其隱^一候、

一雖^三預申候^一、番長大夫并御扶持等、御番之事、社家中各々存知之事、

一番衆宿直依^{御無座}、每度犬^依其外之儀、清校社裁^{案文裏封令進}之、

下宮にも番衆がいて宿直が勤仕されていたのであるが、かなり以前より懈怠していたことが窺知できる。

つぎに、永正十年（一五一三）三月付の永弘重幸言上状によると、

一於^二下宮^一宿直御料所之事、日向國村角

別府・竹崎別符・津別符彼三ヶ所にて候処、去至徳年中伊藤薩摩守助守致^祐押

領^{以來}、宿直之儀無^{御座}候、度々此通致言上候、両度往覆之仁等雨風時者、忍入致^{狼藉}候事、更以不^及了簡^候、去文明年中件往覆之仁等忍入、御燈炉三殿之分御供所戸板二間致^{犯用}候之間、（以下略）

とある。下宮宿直料所が、日向國の村角別府・竹崎別符・津別符の三ヶ所に設定され、ここから宿直人が徴発されていたのである。しかし、至徳年中（一三八四—一三八六）には、伊藤薩摩守祐守によって料所三ヶ所が押領され、下宮宿直体制は瓦解し、盜難の絶えない状況にさらされていたことが看取される。なお、津別符とあるのは、渡別符の誤記であろう。

さて、「宇佐大鏡」によりこの三別府を見ると、いずれも日向國司海為隆が宮崎庄内の荒野を開発したもので、下宮宿直料所なる記載は見当たらない。その頃は神領内の土民百姓等による、宮中宿直体制であったからであろうか。

しかし、この新体制による新雑役の荷担は、最初から神領民の抵抗を受けており、かなり早くから行き詰まったであろう。従って、宿直料所を指定し、確実に宿直させる体制へと変革する必要に迫られたのである。

その時期は確定できないが、鎌倉後期か南北朝初期頃に上級権力の介入によって成立したのではあるまいか。

三別符は古来より、放生会の料物を負担しており、下宮とは密接不可分な関係にあり、下宮宿直料所として固定化されたのであろう。しかし、遠隔地の莊園であるから、遅かれ早かれ退転することは必然的であった。

この三別符宿直体制の崩壊後、どのように対処したのであろうか。延徳年間（一四八九—一四九一）頃の宇佐下宮御炊殿次

第注進状に、「一於ニ下宮ニ者、従ニ前ニ御番衆宿直等無ニ御座ニ候事、無ニ其隠ニ候、殊注預申候御番等之事ハ、番長大夫并御前
 檢校も無為勤申之儀之事、社家中各々存知前候、」とあり、番長大夫（もともと番長職とは、下宮の宿直を監視する職名であ
 るうか。）と御前檢校が勤仕していたようである。また、天文年間（一五三二—一五五四）頃の大内氏年寄連署奉書写によ
 る「彼番所無シ之条、勤行懈怠之間、輪番ニ可レ被ニ仰付ニ之由、宮佐古山衆徒中就下、被ニ仰付ニ候」とある。この頃すでに番所
 はなかったが、注目すべきことは大内義隆の命令で、宮佐古衆徒中による輪番制がしかれたことである。ここに、大内氏の対
 宇佐宮政策の一端を知ることができる。

番所については、宇佐神宮所蔵の下宮指図には、衛士屋一宇（一間一間の建物）が記載されている。

(二) 仮殿

上宮・下宮・若宮の三宮においては、造替にあたって先ず仮殿を造営し、御神体をこれに還御せしめ、ついで新社殿の造営
 をなし、完成の暁、仮殿より御神体をこれに還御せしめるのである。この仮殿についても、宿直は実施されていたのであろうか。
 承久三年（一二二二）の豊後国留守所下文案によると、豊後国留守所は宇佐宮仮殿行事官入物雑事を、高田庄に勤仕するよ
 う下知しているが、日別雑事として、「宿直二人、加用二人、雑士二人」とある。宿直二人は、仮殿造営時の警護にあたって
 いたと考えられる。この時は、上宮仮殿の造営であった。

つきに、景理書状には、「下宮仮殿夜番之事、先日自ニ景泰ニ申入候歟」とあり、下宮仮殿の宿直も勤仕されていたのであ
 る。以上のことから、上宮・下宮の仮殿にも宿直制度は導入されていたのである。

(三) 御許山

御許山は宇佐宮の本宮ともいわれ、頂上には三石躰が存在する。「大宰管内志」によると、講堂の西に鳥居があり、ここに
 はしめがはられ、宇佐大宮司職拝任の後と、豊後国国東郡六郷二十八山の寺院が二十一年ごとに執行する峰入りの時にのみ、
 中に入ることができたという。いわば、完全な禁足地で、現在も同様である。

ところが、文永四年（一二六七）三月の貫首漆嶋則秀解決案⁽¹⁰⁾によると、寛元三年（一二四五）三月四日、御馬所別當の漆嶋並用が狩獵のため御許山の禁堺に乱入し、石鉢権現の上に昇っているのを山住僧等が発見し、座主神護と宇佐宮の神官一同がこの事件を本所に訴えているのである。

このことから、御許山の禁堺城警護の職務は、もともと山住僧等に付与されていたのであろう。

正和二年（一三三三）に編纂された、「八幡宇佐宮御託宣集」の馬城峰部に掲載されている御許山の絵図には、衛士屋（番所）が見られないが、坊舎がその機能を兼ねていたのであろうか。

四 和間浮殿頓宮

この浮殿を中心にして、放生会の行事が実施されることは周知のことであらう。

文明五年（一四七三）の政所惣檢校益永道輔所領注文案⁽¹¹⁾によると、

御放生在所一所封戸郷友成名式町五段井畠地屋敷

和間浮殿頓宮為宿直知行之

と見える。封戸郷友成名式町五段と畠地が、浮殿頓宮宿直料所であったことが判明する。友成という小字名は、宇佐市大字青森に残っており、浮殿より南東約一・七キロの地点にある。このことは、宿直が永く存続したであろうことを推定させる。

元和三年（一六一七）の政所惣檢校益永政輔奉書⁽¹²⁾によれば、浮殿御番所職に対して、鉾一本を遣わされ、殺害刃傷等を取り締まり、穢物を社内に入れないよう命ぜられているのである。勿論、この頃には宿直料所はなく、職名だけが踏襲されていたのである。

番所については、応永卅年（一四二三）の波多野安芸入道等奉書案⁽¹³⁾に記載されている絵図には、大鳥居のすぐ北側に警固屋が見え、ここが番所であったことが判明する。

八箇社（田笛社・鷹居社・郡瀬社・酒井泉社・乙咩社・大根川社・妻垣社・小山田社）や薦社については史料がなく、宿直の有無については不明である。

ただ嘉元元年（一二三〇三）の乙咩社社頭絵⁽¹⁴⁾写には、衛土屋が書かれておらず、宿直のなかったことを意味するのかもしれない。

- 〔注〕
- (1) 永弘文書一四九七号「大分縣史料」(5)
 - (2) 到津文書三二四号「大分縣史料」(1)
 - (3) 永弘文書一二〇二号「大分縣史料」(4)
 - (4) 到津文書三八二号「大分縣史料」(24)
 - (5) 永弘文書の解題「大分縣史料」(3)
 - (6) 外山幹夫「宇佐宮の職人とその活動」(「大分縣地方史」(36)(37))
 - (7) 書陵部八幡宮関係文書(25)一二号「大分縣史料」(30)
 - (8) 宮成文書二四号「大分縣史料」(24)
 - (9) 永弘文書一九四二号「大分縣史料」(5)
 - (10) 益永家職掌證文写四六号「大分縣史料」(29)
 - (11) 益永文書(3)一〇号「大分縣史料」(29)
 - (12) 益永文書(3)七一号「大分縣史料」(29)
 - (13) 小山田文書八五号「大分縣史料」(7)
 - (14) 小山田貞幹氏所蔵

三 上宮三奉行支配体制と宮番料所

応永廿九年（一四二二）の宇佐宮條と事書案に、「一宮番事、度々堅固下知訖、所詮有_二自然子細_一者、可_レ為_二當職越度_一之矣、」とある。豊前守護を兼ねていた大内盛見は、宮番を堅固に下知し、当職（大宮司）の責任についても問題にしているのである。

同卅年（一四二三）の宇佐宮條と事書案によると、「一於_二上殿番屋、酒宴・同焼火等、任_二雅意_一致_二狼籍_一云云、一向可_レ被_二停止、不_レ令_二承引_一者、可_レ被_二注_一申交名_二之矣、」とある。上宮番屋において、宿直人による酒宴・焼火といった狼藉を停止し、違反者の交名は大内盛見に提出するよう規定されていた。

つぎに、同卅四年（一四二七）八月十五日付の大内盛見奉書案を見ることにする。

(A) 宇佐宮結番衆事、雖_レ被_二差定_一之、各無沙汰之由有_二其間_一、太不_レ可_レ然、所詮毎月上中下旬被_レ定_二置奉行人_一、於_二不勤之輩者_一、為_二當番奉行_一進_二止_一之、改_二易所職名田_一、申_二付器用仁_一可_レ勤_二仕其役_一之旨、可_レ被_二相_一触_二之_一、仍宮番奉行注文遣_二之_一、早对_二兩三人_一堅固加_二催促_一、不_レ可_レ有_二退轉之儀_一由候也、仍執達如_レ件、

応永卅四年八月十五日

賢重在判

杉伯耆守殿

重村在判

宇佐宮結番衆毎月奉行人

注文

上旬宮成公佐宿祢

中旬到津公兼宿祢

下旬安心院宮寿丸

右守ニ此之旨、可有ニ奉行ニ之由候□、

応永卅四年八月十五日

この文書は宇佐宮寺御造宮井御神事法会再興日記に引用されているが、この中で宮番のことについて、「祝大夫見知計ニテハ可有ニ無沙汰ニ之間」とあり、この頃は祝のみが宮番を勤仕していたのであろう。

(A)史料から、宮番衆を定めていたが無沙汰のため上旬は宮成公佐、中旬は到津公兼、下旬は安心院宮寿丸により、宮番を執行強化させる三奉行支配体制が、大内盛見によって確立されたのである。もし番衆が宮番を懈怠した場合、所職名田を改易し、器用の仁に給与するという、成敗権が付与されていた。

この新体制によって、番衆も上中下旬のそれぞれ均等に配分され、編成されていたはずである。永禄拾年(一五六七)の大宮司宮成社恩地坪付に、「一上宮上旬番頭役番子廿人同番領共進止」とあり、宮成氏の上旬番頭役(奉行人)に変化はなく、また番子廿人と番領を進止していたことが窺知できるのである。つまり、三奉行による新体制によって、番衆と番領が均等に三等分されていたことを裏付けるものであろう。なお、宮成氏の番子廿人とは、大友氏の統治下のことであり、応永卅四年當時と比較すれば、かなり減少しているはずである。

天文八年(一五三九)の大内氏年寄連署奉書案には、近年の宮番不動に対して、応永年中の奥帳・奥書の旨に任せて、社恩地を改易し、人躰を選ぶよう前大宮司到津公澄に申し付けている。大内氏の宇佐宮に対する政策は終始一貫して変わることがなかったのかもしれない。

この三家(出光氏を含めて四家)は、宇佐大宮司家として、六年交替で大宮司職に補任されることが決定されていた。ところで、康正元年(一四五五)の宇佐宮寺卅七ヶ條掟書には、

一社頭宮番有ニ無沙汰之子細、動柱壁等仁雑言等書付之、自今以後、自由之至於令出現者、可レ處異ニ罪科ニ者也、
所詮為ニ大宮司役ニ毎日檢見之

とある。大宮司の職務として、柱壁等の雑言落書を検査することが規定され、これは奉行人による宿直状況の監視をさらに取締まるということを意味する。

なお、上宮も下宮と同様に、鎌倉後期か南北朝初期頃、宮番料所が設定されたものと考えたいが、史料がなく証明できない。つぎに、史料上検出される、宮番料所について見ることにする。

(一) 末弘名

確實に宮番料所として確認されるのは、正長元年（一四二八）八月十二日付の諫山道秀下作職賣券で、諫山道秀が下毛郡諫山郷末弘名の内、田嶋崎荒野二町五段の下作職を成恒助七に、毎年加地子三百文と、一年に二度の宮番を勤仕することを条件に去り預けている。

文明十五年（一四八三）卯月廿五日には、「本役定錢兩所分仁五百文、并年中宮番内二ヶ月分致其沙汰可相拘之由、申⁽⁸⁾定之、盛種仁賣渡候證跡明白也」とある。また同年月日の他の史料には、「本役定錢兩所分ニ五百文并宮番神職、致其沙汰可相抱⁽⁹⁾之由、申⁽⁹⁾定之、盛種ニ賣渡之證跡明白也」とも見える。両史料から、宮番衆の職名は宮番神職（番子）であり、神人階層として宇佐宮側は把握していたのである。一年二度の宮番とは、二ヶ月分（正味二ヶ月ではなく、旬勤仕を一ヶ月とみなした二度分）を勤仕しなければならなかった。

年未詳の宮成公建覺書写によると

（前略）宇佐宮祠宮番等、正長元年八月十三日、成恒助三次郎弘種仁賣渡畢、代錢四貫五百文、本宮御小屋入七月二日也、公建御改之写如⁽¹⁰⁾件

成恒者宇佐方宮成、附二ヶ月二度番職・兩度神事五百文社納、弘治二年迄相勤神事、無懈怠執行仕畢、

とある。成恒氏が宮成方の上旬番職であったことが確認され、番衆がそれぞれ三家に配分されていたことを意味する。一ヶ月につき二度の番職と記載されているが、一ヶ月は一ヶ年の誤記である。なお、兩度神事五百文とは、神聖な上宮を宿直するの

であるから、その際穢れを取り除くために清枝が行なわれたはずであり、その時に支払われる二度分の清枝料であろう。弘治二年（一五五六）の後、成恒氏は官番を不動しているが、それは丁度大友氏による統治下に対応する。

成恒氏は大内氏の家臣である杉重矩と被官關係を結んでいたが、これは宇佐宮とともに二重の支配を蒙むることである。しかし、在地領主として、確実に勢力を伸張させようとすれば、宇佐宮との關係を絶ち、武家勢力側につくことを緊要であつたろう。ただ大内氏の場合、宇佐宮に協力的であり、それ故に、二重支配は解消されなかつた。しかし、大友氏においては宇佐宮をも戦国大名の支配下に組み入れようとする断固たる武力政策であり、宇佐宮領を侵略するなど、宇佐宮とは敵對關係をなす。従つて、成恒氏は大友統治下において、いち早く宇佐宮から離反する。

この名の所在地については、正長元年の諫山道秀下作職賣券の四至に、「限¹²東^{田ヲ}ノホリ、限¹²南^{左屋ノ上}、限¹²西^{田縁}、限¹²北^{知行土根}」とある。左屋の上の小字名が、三光村大字成恒に残っており、位置を推定することができる。

(二) 実得・時元・大石寺名

文明七年（一四七五）の宇佐大官司安心院公見の専使助忠は、実得時元名の官番を勤仕するよう成恒兵庫助に書状を送つて¹³いる。また同年忠助は、実得時元名の九段十代を成恒氏に安堵する旨を伝えている。¹⁴

大永三年（一五二三）の史料には、「豊前国下毛郡御神領官番料所実得時元并大石寺両名坪付事」とあり、本田数は実得時元名玖段拾代、大石寺名壹町七段であつた。

この名も成恒氏が下作職を買得集積し、名主職を与えられたものである。番職は宮成公建覚書にあるように、上旬番役の宮成方であつたと思われるが、専使忠助奉書写の端裏書からすれば、下旬番役の安心院方であつた可能性もあり、確定できない。名の所在地については、三光村大字田口に十徳、同大字原口に時元、時元名・畑井本・平畑・田崎といった小字名があり、おおよその位置を推定できる。

(三) 元里・枝末・明成・時岡名

宮番料所の初見は、文明九年（一四七七）の宇佐大宮司家専使助治奉書⁽¹⁷⁾で、樋田奥方知行分の宮番地の内、三郎九郎屋敷は長田彦三郎が拘えているが、宮番懈怠により法例に任せて、惣領奥方が知行し社役勤仕するよう伝えている。

長享貳年（一四八八）の史料に、⁽¹⁸⁾「豊前国宇佐郡當社宮番免辛嶋・葛原両郷之内、樋田宮□料所樋田並勝當知行田畠居屋敷等事」とある。また永正六年（一五〇九）の史料には、⁽¹⁹⁾「豊前国宇佐郡當社宮番免田辛嶋・葛原両郷之内、元里名・枝末・明成・時岡・樋田並勝當知行田畠屋敷等事」とある。両史料の坪付等は全く同一であることから、前者の名が元里・枝末・明成・時岡名であったことが確認される。

なお、後史料によると、「本支證古成候ニよて、新券認為後證ニ如此、太宮司宮成公高様裏封を申請者也」と見え、上旬番役に編成されていたと考えられる。

天正十五（一五八七）の樋田里並田畠讓状に、⁽²⁰⁾「宮番料所まへた五段、いやしま、田畠等□事」とあり、この頃まで宮番を執行していた可能性もある。樋田氏の本姓は漆嶋で、宇佐宮に最も関係する家柄である。

元里名の中に木墓（木塚）が確認され、それは国史跡葛原古墳の小字名である鬼塚と同一であり、その付近一帯に比定できる。なお時岡という小字名は、瀬社の北西約〇・五キロの位置に残っている。

四 湯屋名

天文三年（一五三四）の宇佐大宮司家専使吉用弘延奉書によれば、⁽²¹⁾宮番地湯屋名三町が闕所地となり、懇望により湯屋弟法師に宛行い、社役を勤仕するよう仰せている。吉用弘延は、到津大宮司家の専使であり、このことから中旬番役を執行していたのであろう。

天正十二年（一五八四）の湯屋名一跡田畠等坪付に、⁽²²⁾「一所參町 湯屋名田」とあり、この頃も宮番を勤仕していたものと推定される。

湯屋氏は宇佐姓であり、宇佐宮と密接な関係にある。それだけに、宇佐宮の神役を勤めようとする心理が、働いていたのか

もしれない。

(四)宮永名

年末詳の某條書によると、

一宮永名田宮番事申候處、今程飯田殿様御進退候間、存知不_レ仕之由、帶刀左衛門殿御請文在_レ之、

(中略)

一石井三郎方拘分事ハ、親にて候兵庫助為_レ給地ニ被_レ下、今程馬岳御城番勸申候間、宮番事ハ存知不_レ仕之由御請文在_レ之、

一就_二宮番之儀_一廣津駿河守殿、_二請文事申候處、先日以_二使者_一_二

とある。宮永名が、宮番料所であったことがわかる。しかし、飯田氏の所領であり、彼は宮番の事について全く関知していない。また石井三郎の拘分となっていた宮番料所は、もともと親の兵庫助が給地として与えられたもので、馬岳城番といった武役は勤仕するが、宮番については無視している。廣津駿河守の所領においても、宮番料所があったと思われるが、同様に宮番のことに付いて無関心であつたらうと推定される。以上のことから、宮番料所が戦国大名により、給与の対象とされていたことを知りうる。この條書は大内氏時代のもので、恐らく大内義隆が宮番不動を責めたものと思われる。

大内氏は応永卅四年に三奉行支配体制を確立させて以来、天文八年(一五三九)には上旬奉行人である宮成氏に、成敗権を行使しても宮番を勤仕させようとしているのである。一方、大友氏統制下では、永祿四年(一五六一)に大官司到津公澄館の破却はもちろんのこと、上宮御番地の神人諸役免や宮佐古山坊之供免以下も社奉行奈多鑑基等によって押領されている。⁽²⁴⁾兩者の対字佐宮政策は明瞭である。

近世の宮番体制は、どうであろうか。且原益軒は元祿七年(一六九四)五月八日と九日に、宇佐宮を訪問しており、その時彼は注目すべきことを、「豊国紀行」に記載している。

大官司の次、祠堂とて十二人有、其次、庁内とて十二人有、其次、神人五十人あり、神人の内には僧もこれ有、其内宿直

人八人、是は神前日毎に各三人かわるがわるの昼夜番をつとむ。(以下略)

神人による宿直体制が存続しており、宿直人は八人であったことがわかる。

なお、衛士屋は寛永五年(一六二八)当時、西中門のすぐ西側に一字、江戸中期頃には、南中桜門の南西方向に一字確認される。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

〔注〕(1) 到津文書二〇八号「大分縣史料」(1)

(2) 到津文書二一三号「大分縣史料」(1)

(3) 宇佐宮寺御造宮井神事法会再興日記(3)「大分縣史料」30

(4) 宮成文書一一八号「大分縣史料」24

(5) 到津文書三七一号「大分縣史料」24

(6) 小山田文書九三号「大分縣史料」(7)

(7) 成恒文書一卷七・八号「大分縣史料」(8)

(8) 成恒文書三卷九号「大分縣史料」(8)

(9) 成恒文書五卷六号「大分縣史料」(8)

(10) 成恒文書五卷九号「大分縣史料」(8)

(11) 成恒文書四卷四号「大分縣史料」(8)

(12) 同様

(13) 成恒文書三卷八号ノ一「大分縣史料」(8)

(14) 成恒文書三卷八号ノ二「大分縣史料」(8)

(15) 成恒文書八卷一号「大分縣史料」(8)

(16) (14)と同様

- (17) 奥文書一〇号「大分縣史料」(2)
- (18) 樋田文書(九大蔵)六号「大分縣史料」(30)
- (19) 樋田文書下卷八号「大分縣史料」(30)
- (20) 樋田文書下卷一八号「大分縣史料」(30)
- (21) 湯屋文書四卷一五号「大分縣史料」(2)
- (22) 湯屋文書三卷三号「大分縣史料」(2)
- (23) 永弘文書一八五一号「大分縣史料」(5)
- (24) 小山田文書一三九号「大分縣史料」(7) 宮成文書一一五号「大分縣史料」(24)
- (25) 永青文庫所蔵繪図
- (26) 松平文庫所蔵繪図

おわりに

宇佐宮の宿直体制について、明らかにしたことesを簡単に要約する。

(一) 古代における上宮の宿直は神人により勤仕され、鎌倉初期には幕府の下知により神領内の土民百姓等による新体制へと変質した。しかし、その体制は行き詰まり、応永卅四年大内盛見によって、上旬は宮成、中旬は到津、下旬は安心院の三家による三奉行支配体制が確立された。従って、番衆と宮番料所は、均等に三分し編成されたと思われる。なお番衆は宮番神職(番子)として、神人に編入されていた。近世においても、神人による宿直体制が存続し、八人の宿直人が確認される。

(二) 上宮の外に、下宮、仮宮(上宮・下宮)浮殿頓宮においても、宿直は執行されていた。特に、下宮は鎌倉後期か南北朝初期頃、日向国の村角別符・竹崎別符・渡別符が宿直料所として固定化され宿直が実施されていた。しかし、至徳年中以後は退

轉し、そのため番長大夫と御前檢校が勤仕、後には大内義隆の命により、宮佐古衆が輪番制で出仕する新体制が確立した。

(三)上宮の番所(衛士屋)の変遷をみると、古代は垣外に東西二字、中世では西北に二字、江戸初期には、西中門のすぐ西側に一字、江戸中期頃では南中棧門の南西方向に一字確認され、建物の配置に大きな変化が見られる。下宮や浮殿頓宮においても、中世においてそれぞれ一字確認される。

四)大内氏は宮番を勤仕させる好意的政策をとるが、大友氏は反対に宮番料所を押領する姿勢が見られ、両者の大きな相違点を確認できる。

(五)宮番料所の名主等は武家と宇佐宮による二重の支配体制下に置かれる。しかし在地領主として自己の勢力を伸張させる時、武役のみを勤仕しようとする志向性が見られる。なぜならば武功により、所領の給与が期待されるからである。なお古来より宇佐宮に関係する家は、宮番を天正年間頃まで勤仕するが、無関係な家は、大友治政下になるやいなや宇佐宮から離反していったようである。

(六)宮番料所である名を検出し、小字名から位置の比定が可能なることを確認した。

(七)承久二年の宇佐大宮司宇佐公仲下文により、いわゆる「十郷三庄」に属する名が、均等名的に編成されていた可能性を指摘した。